

役員報酬等に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人風の会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、慶弔金及び法人業務に係わった携わった時の経費について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、外部委員、評議員をいう。

第2章 報 酬 等

(報 酬)

第3条 役員等が理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会へ出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、その都度現金にて支払う。
2 役員等が、公務員等で副業が認められていない場合は無報酬とする。
3 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(費用弁償)

第5条 理事会・評議員会開催にあたり、支出した諸経費は、その使途を明記した領収書等をもって支払うものとする。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第6条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。
2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。
3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。
4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、別表2により支払う。
5 自家用車を使用した出張したときは、別表2により実費弁償費を支払う。
6 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

第4章 慶 弔

(災害見舞金)

第7条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、別表3に定める災害見舞金を支給する。

(弔意金)

第8条 役員等の死亡、役員等の親族等が死亡した時は、別表4に定める弔慰金を霊前に供えるほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

第5章 附 則

(改 正)

第9条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人風の会理事会の議決を経なければならない。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬	実 費 弁 償 費
理事会、評議員会、監査 評議員選任・解任委員会	日 額 8,000円	実費額。ただし、自家用車の場合は 1kmにつき50円

別表2 (第6条関係)

旅 費	宿 泊 費	報 酬	実 費 弁 償 費
実 費	1 泊 12,000円	日 額 8,000円	実費額。ただし、自家用車の場合は 1kmにつき50円

別表3 (第7条関係)

災 害 見 舞 金	支 給 額	備 考
	10,000円	

別表4 (第8条関係)

対 象 者	弔 慰 金 額	備 考
役 員 等	30,000円	弔電・生花
配 偶 者	20,000円	
実父母、配偶者の父母、義父母	10,000円	弔電
子	20,000円	